

職員の勤務労働条件について

[大阪市職経済局支部 本交渉]

日 時 令和7年3月12日(水) 午後17時10分から17時30分
場 所 万博推進局会議室
出席者 所属 総務課長以下
支部 支部長以下

(万博推進局：担当係長)

ただいまより、「職員の勤務労働条件」にかかる交渉を行います。

(万博推進局：総務課長)

それでは、「職員の勤務労働条件」にかかる提案を行わせていただきます。

大阪・関西万博は、55年ぶりに大阪で開催される一大国家プロジェクトであり、約160の国や地域が一堂に会し、大阪の魅力を世界中の人々にPRする絶好の機会となります。

万博推進局では、国や博覧会協会と連携しながら、本年4月に万全の状態で開催できるよう、着実に準備を進めているところです。

会期中には、万博推進局において博覧会協会や大阪ヘルスケアパビリオンとの連絡体制の確保、ボランティア拠点運営にかかる勤務時間の変更に加え、博覧会協会及び大阪ヘルスケアパビリオンの派遣職員が勤務時間と勤務シフトを変更し対応することになります。

会期中の職員の負担軽減と超過勤務の縮減を図るため、次のとおり勤務時間及び勤務シフトの割振り変更を行うことについて、ご理解の程、何卒よろしくお願いたします。

具体的には、令和7年4月1日から10月15日の期間において、博覧会協会等との連絡体制を確保するための早出勤務(8:00~16:30)及び遅出勤務(13:30~22:00又は14:00~22:30)の勤務パターンを設定するとともに、ボランティア拠点運営のための早出勤務(8:00~16:30)及び遅出勤務(12:30~21:00)並びに拠点对応にかかる勤務(9:30~18:00)の勤務パターンを設定します。

また、博覧会協会及び大阪ヘルスケアパビリオンにおいて、3班交代制で4勤2休早出勤務(8:00~16:30)及び遅出勤務(14:00~22:30)を設定します。なお、早出勤務及び遅出勤務の勤務パターンの変更は、休日を挟んで行うこととします。

会期中の職員の負担軽減を図りつつ、大阪・関西万博を万全の体制で迎えるため、ご理解のほど重ねてよろしくお願い致します。

(支部：支部長)

ただいま万博推進局から提案のあった勤務労働条件の変更については、組合員に大きく影響することから、次の点について確認するので、回答をお願いします。

・早出・遅出のシフト制による体制を組むことは組合員の生活リズムや家庭環境へ大きく影響を及ぼすこととなるが、シフト制を組むことによって超過勤務の縮減等は適切に図れるのか。

・土日祝の休日対応については、同一週内に休暇を取得できる体制が構築されているのか。

・3班交代制のシフトにおいて、休暇等の取得が十分に可能な体制は構築されているのか。

・遅出早出対応により通常の通勤ルートでは対応が困難な組合員に対しては、どのように対応するのか。

・育児・看護等の配慮が必要な職員は、早出や遅出対応が困難であると思われるが、職制としてワークライフバランスの観点からどのように配慮するのか。

・夏季休暇等の有給休暇の取得が十分に可能な体制を構築しているのか。

以上の6点について回答を求める。

(万博推進局：総務課長)

ただいま支部よりご指摘がありました。

まず、「早出遅出のシフト制を組むことによる超過勤務の縮減等」につきましては、会期中には開場時間(9:00~22:00)をカバーできる局内の連絡体制が必要になるところ、早出遅出のシフト制を導入することにより、職員の勤務時間内での対応を可能とし、超過勤務の縮減を図るものでございます。

次に、「休日対応における、同一週内に休暇を取得できる体制の構築」につきましては、例えば土曜勤務の場合は前金曜に代休を取得、日曜勤務の場合は翌月曜に代休を取得するなど、前週、翌週での代休取得の運用を基本とし、速やかに代休が取得できるよう管理監督者のマネジメントの基で適切な運用に努めてまいります。

次に、「3班交代制シフトにおける、休暇等の取得にかかる体制の構築」につきましては、博覧会協会及び大阪パピリオンにおいて、年次有給休暇等の各種休暇制度の取得を踏まえた3交代制勤務としており、管理監督者のマネジメントの基で適切な運用に努めることを確認しています。

次に「遅出早出対応における、通常の通勤ルートで対応が困難な組合員に対する対応」につきましては、早出遅出勤務対応の可否について確認を行っており、対応が不可能な勤務がある場合は、当該勤務を割り当てないことや代替方法による通勤の認定など十分に配慮してまいります。

次に「育児・看護等の配慮が必要な職員へのワークライフバランスの観点からの配慮」につきましては、家庭等の各個人の事情による対応の可否について確認を行っており、対応が不可能な勤務がある職員については、当該勤務を割り当てないなど十分に配慮してまいります。

次に「夏季休暇等の有給休暇の取得が十分に可能な体制の構築」につきましては、夏季休暇等の各種休暇制度の取得を考慮のうえ、業務執行に必要な体制を整えてきており、引続き管理監督者のマネジメントの基で適切な運用に努めてまいります。

今回の「職員の勤務労働条件」にかかる提案については、職員の生活にも関わるものであり、育児や介護をはじめとした各個人の生活実態に配慮し、職員の負担軽減と超過勤務の縮減を図ってまいります。

(支部：支部長)

ただいまの回答について、重ねて申し上げるが、組合員の勤務労働条件が悪化するなどの無いように、引き続き管理監督者の責務として各家庭事情等を鑑み、配慮を怠らないように努められたい。

なお、概ね「職員の勤務労働条件」の変更について了承するが、万博開催期間中についても、勤務状況等の詳細な情報提供を求める、そのうえで、今回示された内容から乖離していないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。